



3月14・15日に『就業規則見直しセミナー』を開催しました。ご参加いただいた皆様、誠にありがとうございました！

## SASAKI SOKEN GROUP

代表 佐々木 直隆

株式会社 佐々木 総研  
西日本 税理士 法人  
西日本 社会保険 労務士 法人  
株式会社 M&C パートナーコンサルティング  
株式会社 タクト

〒805-0021

北九州市八幡東区石坪町 10-13

TEL: 093-651-5533

FAX: 093-652-2550

URL: <http://www.sasakigp.co.jp>



## 2019 年度診療報酬改定について

新年度を迎えました。昨年 4 月の大改定により経過措置が切れ、維持期のリハビリテーションの取扱いや、データ提出加算等が 3 月までとなっており、届け出等でお忙しくしたところもあるのではないのでしょうか？

さて、今回は今年 10 月に控えている『2019 年診療報酬改定』についてお話をします。この改定は、『消費税対策のための改定』と位置付けられています。診療報酬は、消費税を別にいただかない取り決めとなっていますが、実際の医療機器や注射、薬剤、検査など、納入されるものは消費税が課税される仕組みとなっています。つまり、**お預かりする消費税はないのに、支払わないといけない消費税が多く、その補填については『診療報酬の中に考慮する』**とされていました。

しかしながら、前回改定時の発表で診療報酬の中で十分に補填ができていないということが調査結果により明らかになった為、今回の改定はこの消費税 10%分を加味した対応と考えられています。

3 月初旬には点数の変化が明らかになっていましたので、ご覧になった方も多いのではないかと思います。『入院料』などの項目によっては、「負担が増えた。」と感じられる患者様もいらっしゃるかと思いますので、**消費税対応のためであることを院内掲示でお知らせするなど工夫を行い、患者さんの理解を求める必要が出てくるかもしれません。**改定の内容については、弊社ホームページにも掲載しておりますので、どうぞご利用ください。

(経営支援課 シニアコンサルタント 長 幸美)

## 所得税の振替日は 4 月 22 日 (月) です！

平成 30 年分の確定申告が終了いたしました。皆様には必要書類の準備など色々ご協力頂き、誠にありがとうございました。確定申告による所得税等の確定額については、担当者からご報告をさせて頂きました。確定申告の結果、『還付』となった方は還付金を楽しみにお待ち頂き、『納税』となった方につきましては、**今一度、法定納期限と振替日のご確認をお願い致します。**

	法定納期限	振替日
所得税及び復興特別所得税	平成 31 年 3 月 15 日(金)	平成 31 年 4 月 22 日(月)
消費税及び地方消費税	平成 31 年 4 月 1 日(月)	平成 31 年 4 月 24 日(水)

振替日に口座残高の不足により振替ができなかった場合は、再度の振替は行われませんので、税務署や金融機関での納付となります。また、**翌日から完納日まで延滞税が元の税額に加算**されてしまいますのでご注意ください。

※例えば、所得税の納税額が 30 万円であり、振替ができず法定納期限の 2 カ月後である 5 月 15 日に納付した場合は、延滞税 1,300 円が当初の 30 万円に上乗せして課されます。

納税まで終了して、確定申告完了となりますので、各税金の振替日前には口座残高の再確認をお願い致します。

(税務会計 3 課 内之倉 亨)

## 有給休暇の取得義務化が始まります

2019年4月1日から各種労働法の改正を行う法律、いわゆる『働き方改革関連法』が施行されました。残業時間の上限規制など、中小企業の施行が猶予されている法律もありますが、有給休暇の取得義務化に関しては、企業規模に関係なく、施行されます。

有給休暇について、今までは従業員本人が希望したときに取得させればよかったのですが、**年10日以上付与されている従業員に対しては、従業員本人が有給休暇を希望していない場合でも、有給休暇を付与した日から1年以内に5日は、取得時季を指定して有給休暇を取得**させなければいけなくなりました。ただし、既に5日以上の有給休暇を取得している従業員には、時季指定をする必要はありません。

これに違反した場合、従業員1名に対し、最大30万円の罰金が課せられます。つまり、従業員10名が取得できなければ、300万円の罰金が課せられる可能性があります。

限られた人員で事業を行っている場合、有給休暇を取得させられない事業所もあるかとは思いますが、業務内容の見直しや従業員への教育を行い、従業員が有給休暇を取得できるような環境を整えていきましょう。

(人事労務課 松本 佳織)



## 多数の自治体で住民税の課税誤り

上場株式等に係る配当所得等に対する個人住民税の課税誤りが昨年から相次いで発覚しています。

平成15年の地方税法関係規定の改正により、住民税の納税通知書送達後に上場株式等に係る配当所得等に関して確定申告書が提出された場合、上場株式等に係る配当所得等を住民税の税額算定に算入しないこととされました。しかし、**多くの自治体で納税通知書送達後に確定申告書が提出された場合でも申告内容に基づいて上場株式等に係る配当所得等を住民税の税額算定に算入するものとして誤った課税が行われていました。**

地方税法の規定で増額は3年度分、減額は5年度分が対象となります。税額等の変更に伴い、国民健康保険料や介護保険料などに影響が生じる場合もあります。

課税誤りの全体像ははっきりとはしないものの、インターネットで調べるだけでも相当数の課税誤りが確認できます。総務省でも今回の件が判明したことを受け、各自治体からの主な質問事項を質疑応答としてまとめた『上場株式等に係る配当所得等に係る個人住民税の課税について』を1月24日に発表しましたが、3月に入っても同様の課税誤りを公表する自治体があるなど、事態はまだ沈静化したとはいえない状況にあります。



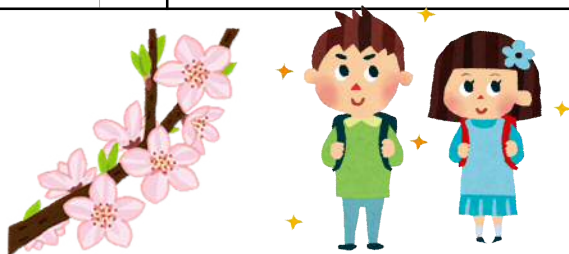
(税務会計1課 谷 明日香)

# 2019年4月

4月1日	月	社内会議 ※電話が繋がりにくい場合があります。
4月2日	火	
4月3日	水	
4月4日	木	
4月5日	金	
4月6日	土	
4月7日	日	
4月8日	月	
4月9日	火	
4月10日	水	◎源泉所得税の納付
4月11日	木	
4月12日	金	
4月13日	土	
4月14日	日	
4月15日	月	
4月16日	火	
4月17日	水	
4月18日	木	
4月19日	金	
4月20日	土	
4月21日	日	
4月22日	月	※所得税の振替日
4月23日	火	
4月24日	水	
4月25日	木	
4月26日	金	
4月27日	土	
4月28日	日	
4月29日	月	昭和の日
4月30日	火	国民の休日 ★健保・厚生年金保険料の納付は5/7

# 2019年5月

5月1日	水	天皇即位の日
5月2日	木	国民の休日
5月3日	金	憲法記念日
5月4日	土	みどりの日
5月5日	日	こどもの日
5月6日	月	振替休日
5月7日	火	社内会議 ※電話が繋がりにくい場合があります。
5月8日	水	
5月9日	木	
5月10日	金	◎源泉所得税の納付
5月11日	土	
5月12日	日	
5月13日	月	
5月14日	火	
5月15日	水	
5月16日	木	
5月17日	金	
5月18日	土	
5月19日	日	
5月20日	月	
5月21日	火	
5月22日	水	
5月23日	木	
5月24日	金	
5月25日	土	
5月26日	日	
5月27日	月	
5月28日	火	
5月29日	水	
5月30日	木	
5月31日	金	★健保・厚生年金保険料の納付



【北九州オフィス】  
〒805-0021北九州市八幡東区石坪町10-13  
TEL 093-651-5533 FAX 093-652-2550  
【福岡オフィス】  
〒812-0011福岡市博多区博多駅前1-5-1-7階  
TEL 092-472-1155 FAX 092-472-1177